

議事日程第5号

令和5年12月7日(木)

第1 議案上程(議案第90号から第111号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

第3 議案上程(議案第113号及び第114号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、常任委員会付託

第4 予算特別委員会付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	佐藤 博
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	鈴木 誠
総務企画部長	鈴木 健	地域づくり推進監 兼 防災監	八端 隆公
市民福祉部長	佐藤 孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤 雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本 一也	産業建設部長	湊 智志
建設技監	佐藤 透	企業局長	田村 力
企画政策課長	高桑 淳	総務課長	平塚 敦子
財政課長	天野 秀一	福祉課長	北嶋 三世
観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任)	農林水産課長	夏井 大助
建設課長	三浦 昇	病院副事務局長	山本 忠明
会計管理者	湊 留美子	教育総務課長	村井 千鶴子
学校教育課主幹	秋山 真貴子	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒 一人	農委事務局長	船木 聖徳
企業局管理課長	畠山 隆之	ガス上下水道課長	薄田 修一

午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 議案第90号から第111号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第90号から第111号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） おはようございます。

それでは、私からは、議案第90号から議案第93号までの4議案について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第90号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でございますが、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条及び第2条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

県内民間におけるボーナスの支給割合に合わせ、第15条第2項で一般職の期末手当の支給割合を0.05月分、第3項で再任用職員の支給割合を0.075月分、第16条第2項第1号では一般職の勤勉手当の支給割合を0.1月分、次のページの第2号で再任用職員の支給割合を0.025月分それぞれ引き上げるものであります。

このページの下のほう、3ページから18ページまでの別表でございますが、こちらは給料表であります。月例給について、公民格差3,794円、1.04パーセントを解消するため、若年層に重点を置いて水準を引き上げるものであります。

次に、20ページをお願いいたします。

第3条は、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。この給料表について、ページ中ほどの表のとおり改定するものであります。

施行期日は、一部の規定を除き公布の日であります。給料月額の変更は本年4月1日に、期末勤勉手当の変更は本年12月1日に遡及し、適用するものであります。

次に、22ページをお願いいたします。

議案第91号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります。一般職の職員の給与改定を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次の23ページをお願いいたします。

改正内容は、期末手当の年間支給割合を0.1月分引き上げるもので、施行期日は一部の規定を除き公布の日で、12月1日に遡及して適用するものであります。

25ページをお願いいたします。

議案第92号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

26ページをお願いいたします。

このページ及び次の27ページは給料表であります。一般職の給料表に準じて給料月額を改正するもので、施行期日は公布の日、本年4月1日に遡及し、適用するものであります。

次に、28ページをお願いいたします。

議案第93号男鹿市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴

い、条項を引用する関係条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

29ページをお願いいたします。

改正内容であります。本条例で引用します空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、同法の「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」にそれぞれ改めるもので、施行期日は公布の日であります。

私からの説明は以上であります。御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、佐藤観光文化スポーツ部長の説明を求めます。佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） おはようございます。

私からは、議案第96号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例について及び議案第98号から議案第102号までの当部所管施設の指定管理者の指定に係る議案5件、計6件について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の39ページをお願いいたします。

まず、議案第96号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、製造業をはじめとした産業立地の促進に向け、労働力不足への対応や生産性の向上を目的とした自動化・省人化の進展等を踏まえ奨励措置の適用要件を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

40ページをお願いします。

本改正条例の新旧対照表であります。改正箇所は表中の下線が引かれた部分であります。

第3条第1項第2号を御覧ください。

奨励措置の対象となる要件を、改正前は、工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用した常勤の従業員のうち、市内に住所を有する者が5人以上のものであることとしておりましたが、これを、新設については削除し、増設に伴うものについては、新たに雇用した常勤の従業員のうち、市内に住所を有する者を1人以上のものにし、併せて

文言等の整理をするものでございます。

男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例については以上でございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

議案第98号インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、インフォメーションセンターわかみで、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市船川港船川字泉台66番地1、一般社団法人男鹿市観光協会、会長 武内信彦であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとするものでございます。

46ページをお願いいたします。

議案第99号なまはげ館の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、なまはげ館で、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市北浦北浦字平岱山1番地、株式会社おが地域振興公社、代表取締役社長 佐々木誠であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

47ページをお願いいたします。

議案第100号男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、男鹿市シルバーワークプラザで、指定管理者となる団体の名称は、男鹿市船川港金川字姫ヶ沢152番地2、公益社団法人男鹿市シルバー人材センター、理事長 渡辺敏秀であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

48ページをお願いいたします。

議案第101号男鹿駅周辺広場の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、男鹿駅周辺広場で、指定管理者となる団体の名称は、秋田市南通亀の町4番15号ヤマキウビル、男鹿駅周辺広場賑いづくり共同事業体、東海林諭宣であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとするものであります。

49ページをお願いいたします。

議案第102号男鹿市体育施設等の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる公の施設は、男鹿市総合運動公園の施設として、表の1番の総合運動公園から7番の弓道場までの7施設、若美中央公園の施設として、8番の若美総合体育館から、次のページになりますが、11番の若美スキー場までの4施設、そのほか、12番の若美球場、13番及び14番の男鹿市B&G海洋センターの体育館及びプール、15番の金川近隣公園の健康広場、16番のサンワーク男鹿、17番の男鹿市トレーニングセンターの合計17施設であります。

指定管理者となる団体の名称は、男鹿市船川港比詰字大沢田304番地、男鹿市スポーツ協会・正和会・むつみJV、理事長 菅原寿であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、佐藤市民福祉部長の説明を求めます。佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） おはようございます。

私からは、市民福祉部関連の条例改正案2件について御説明申し上げます。

議案書の30ページをお願いいたします。

議案第94号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者から手数料を徴収する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正後と改正前の対照表であります。

これまでは、事業譲渡により事業を譲り受けた者は新たに許可を取得する必要がありましたが、今回の改正により地位の承継承認申請をすることで、営業者の地位を承継できることとなりました。これにより申請手数料については、これまでの2万2,000円から7,400円に見直しを行うものであります。

施行期日は、公布の日であります。

議案書の32ページをお願いいたします。

議案第95号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うとともに、所要の改正を行うため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所でありませ

第1条は、男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第2条は、男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、法律の改正により引用条項を整理するとともに、こども家庭庁の設置に伴い、関係する厚生労働省令及び内閣府令が改正されたことにより条文を整理するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

以上をもちまして、市民福祉部関連の2件につきましての説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、田村企業局長の説明を求めます。田村企業局長

【企業局長 田村力 登壇】

○企業局長（田村力） おはようございます。

企業局に係る議案について御説明いたします。

議案書の42ページをお願いいたします。

議案第97号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化などの経営環境の変化を踏まえ、水道料金を改定し、もって経営の健全化を図るとともに、水道水の安定供給に必要な施設更新等に係る財源を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容ですが、条例中、使用料金を定める別表第2を次のとおり改めるものであ



ります。

備考に示す用途区分ごとに1か月の基本料金、超過料金の単価を載せております。

用途区分につきましては、これまでの10の区分から6の区分に集約しております。

一般用は、基本水量10立方メートル、基本料金が税抜き1,500円、基本水量を超える超過水量は、1立方メートルにつき税抜き195円、それぞれ下段に税込み料金を記載しております。

団体用及び営業用は、基本水量10立方メートル、基本料金、税抜き2,000円、超過料金は、1立方メートルにつき税抜き230円。

温泉用及び浴場営業用は、基本水量200立法メートル、基本料金、税抜き3万5,650円、超過料金、1立方メートルにつき税抜き213円。

工場用は、基本水量1,000立法メートル、基本料金、税抜き25万3,000円、超過料金、1立方メートルにつき税抜き225円。

プール用・特殊用は、基本料金のない従量料金制として、1立方メートルにつき、プール用は150円、特殊用は450円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

附則であります。施行期日は令和6年7月1日からとし、経過措置として、施行期日を境に、旧料金と新料金が混在する期間の料金の算定方法を規定するものであります。

以上で、議案第97号の説明を終わります。御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。13番三浦利通議員の発言を許します。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 皆さん、おはようございます。

議案質疑に当たり、私から何点か通告しております内容について質問いたしたいと思っております。

なお、議案第90号、91号について、所管でもありますので、まあ基本的な部分、あまり細部、具体の部分については、なるたけ入っていかないように気をつけて

やりたいと思います。

今朝のさきがけ新聞に、政府が子ども手当5万円を支給する。しかも、現在、国が持つてる予備費から支出をすると。ですから、予備費で、どうもコロナの感染が発生してから予備費というのは、御案内のようにどんどん膨らんだ予算化をしてあって、で、総理、内閣の判断で予備費については支出可能ってというようなことがあるらしくて、ですから、この後、国会の場でその部分を議論する機会ってというのは本当に少ないのかなって感じがしております。

で、片方、小池知事は、ちょっと前から高校生まで授業料を無償化する、ただにするってというような、免除するっていうか、そういうふうな政策を訴えております。でも考えてみますと、教育の機会均等というのは、国の憲法で本当に掲げられてる大事な部分ですから、本来ならば国がこれを責任持ってやらなければいけないというようなことがある意味ではあるかと思えますから、いずれ小池知事はあのおり政治的な感覚がすごく優れた方ですから、まあ一定の時期に国がやらざるを得ないという、それを見込んでのことだなど、なるほどなという感じがしております。

で、併せて申し上げますと、コロナが今年に入って結構落ち着いてきて、経済活動、特に大企業の業績がすごく黒字を出してる企業がどんどん増えております。で、経済活動も国民も結構活発になって、イコール消費税も恐らく、財務省の関係者ではありませんけれども、過去最高になるんじゃないかなというような気がしております。ただし、御案内のとおり、地方はどうも違う国の地方みたいな感じで、その経済においては都市部と地方の格差ってというのは、むしろかつてより広がりつつある、そういう状況が強くなっているような気がしますけれども、まあある意味ではそんなこと言えば私の偏見かと言われそうな気がしますのでやめますけれども。

ちょっと前から、総理、閣僚の報酬を上げると。案でいくと、総理は確か42万だか3万ぐらい。で、閣僚もそこそこ上げる。ただし、現下の社会情勢、経済対策はどんどん補正予算をつけてやってる中でおかしいんじゃないかっていうような、野党等からの突き上げもあり、で、上げた分プラスアルファで返すと。何かややこしい。せば最初からやらねば、上げねばいいべしやっていう気もしますけれども、そんなことを今やろうとしてる。で、昨日でしたか、立憲民主党のほうで、今言ったような政府の考え方に、案に対しては反対の行使で、対案を出したらしいんですが、

当然否決を食ったというようなことで、そうすれば立憲民主党の議員の方々どうするのかっていうようなことで、幹事長は、それを党のほうで集めて何かの団体に寄附をすると、まあ幾らかは理解ができるのかなっていう気がしております。

まあそんなこと等、なかなか、かつてとは違ったような政治状況の中で日本国も進んでいるような気がしてならないわけですけども、まあその辺をちょっと頭の隅に入れて、中身に入っていきたいと思います。

先ほど説明があったように、議案第90号については一般職の職員の皆さんの人事院勧告に基づく条例改正、内容のものですけれども、まず最初に、法的に人事院勧告、その行使っていうのは、絶対的なものかどうか、その辺についてお聞かせください。自治体に強制力を持ち、義務的行使が求められるものなのか否かも併せてお願いします。

次に、人事院勧告というのは、まあ我々も従来からこの時期に勧告を基にして市長が提案される議案をずっと審議してきたわけですけども、令和2年、令和3年、2か年については減額しております。令和4年と今回、まず給与を増額するというような案ですけども、それは公務員、職員に対しては社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保する機能を有する、これが人事院勧告の役割というか目的みたいなものが書かれてありました。

そこで、その時々的人事院勧告の調査、データというのは、どの程度その地域経済環境を的確に反映したものと言えるのかどうか、鈴木部長からお聞かせください。

それから、先ほども言ったように、地方公務員法の第3章、職員に適用される基準という中で、給与の部分の考え方を示してある第14条、その前に情勢適応の原則と示されている中で、条文をちょっと読み上げてみますと、地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならない。2、人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。とあります。

この情勢適応の原則、要するに私が理解するのは、市においては、その市の経済状況等を反映した職員並びに三役、あるいは我々議会議員の給料、報酬を判断しなければいけない。その原則論を示しているのではないかなという気がします。そういう観

点からすれば、ずっとこの秋頃から市内の基幹産業が経済的に大変難儀をしている。農業でも最終的には6億円を超えるであろう夏場の大雨とか干ばつ等の被害があって、その影響額が今言ったような状況になっていると。併せて観光業も、ずっとそれぞれの議員の方々も指摘したような大変厳しい難儀を強いられている状況が明確です。漁業についても、まあ例年であれば、かつてであればハタハタの漁期で一定の量があってもおかしくないんですけども、まだ底引きも不漁で、本格的な漁もまだハタハタは姿が見えてこないというようなことで、漁師の皆さんも相当経済的に困窮を極めている状況で、そういう、ずっと言われているように、市内においてはなかなか、まあ市長以下ずっと歴代の首長も頑張ってはきているんだけど、様々な要因の下に企業誘致がなされない。要するに、建設業とか基幹産業以外の業種っていうか、なかなか仕事がないような状況を抱えてる男鹿市においては、ずっと市民経済レベルも残念ながら低いと。ずっと県内13市の中では尻から私の記憶では2番目を維持してる。現状ここ何年かは、恐らく1人頭220万、230万ぐらいの年間の市民所得レベルなんでねえがなっている気がします。そういうふうな状況等を考えていった場合、果たして人勧等のこういう勧告を受けて給料を上げる、あるいは三役、議会議員については御案内のような経緯の中で今回提案されておられませんけれども、それを対応するっていうような、どういうふうにして市民に説明をしていったらいいのかなっていうような、優秀な担当部長ですから、その辺をちょっとお聞かせください。

それから、今回の定例会前に、議案説明会等の中でも、それから議運の中でも、若手職員の給料レベルを上げていくという考え方が示されておりますけれども、まあ先ほど説明の中でもちょっと触れてありましたが、具体手法、今、現時点で考えてる内容等についてありましたらお聞かせください。

で、たまたま今回のみある程度の金額、給料を上げていくということなのか、はたまた、いやいやそうでなくて継続して一定レベルの水準まで引き上げていくっていうような考え方なのか、その辺も併せてお聞かせください。

以上です。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

まず、この人事院勧告が絶対的なものなのかどうか、それから、強制力、義務的行使があるものかどうかということでございます。

この人事院勧告、それから県においては人事委員会勧告ですね、秋田県の人事委員会勧告でやっておりますけれども、こちらは、公務員については団体交渉権、争議権等のいわゆる労働基本権が制約されているというその代償措置として、公務員の給与等の勤務条件を適正に維持するため、人事行政に関する専門的中立機関でございまして、国家公務員の場合は人事院、それから地方公務員の場合は人事委員会にその判断を委ねているというものでございます。

この勧告でございますけれども、法律上は地方公共団体を拘束するものではありません。しかしながら、制度の趣旨に鑑みて十分尊重されるべきものであるというふうに認識しております。

市では、本市を含め人口15万人未満の市町村については、人事委員会は設置ございませんけれども、総務省のほうから、人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県の人事委員会における勧告も参考に適切な対応を行うことというふうに通知されてございまして、これを受けまして、県内他市の状況など総合的に判断して、秋田県の人事委員会の勧告に準じて今回給与改正の条例を提案させていただいたものでございます。

これは、これまでも県の人事委員会勧告に準じているというのが基本的な取扱いでございましてけれども、ただ、特別職におきましては、過去、平成28年、29年度では、県とは異なる、財政状況などを鑑みながら、県では上げたけれども市のほうでは見送ると、そういった形で、完全に準拠といいますか、合わせているという部分ではないというところは御理解いただきたいと存じます。

それから、この人勧のデータですね、その地域経済環境をどの程度の確に反映されているものかどうかという点でございましてけれども、今回の県の人事委員会勧告でございまして、令和5年4月における民間給与の実態を調査したものでございます。これ県内ですね、本市を含めた県内の事業所の規模、従業員50人以上の365事業所から112の事業所を無作為に抽出しまして、実地調査を行ったものでございます。それで、初任給や月額平均支給額などを職種別や学歴別に細かく調査算定してございまして、県内の民間給与の水準をおおむね的確に反映しているものというふうに認識

しております。

それで、地方公務員法第14条における情勢適応の原則に照らして、今回、男鹿市の経済情勢について、現状からすれば今回の勧告内容はどうかという御質問ですけれども、県の人事委員会の給与勧告制度でございますが、これは職員の給与の水準を民間給与の水準と均衡させるというのがありますけれども、国や他の都道府県との均衡も考慮して、社会経済情勢全般の動向を踏まえながら勧告するということとされております。また、市では、市内の民間事業所でございますけれども、こちらと比較できるデータのほうもございません。で、そもそも市内ではこのサンプルとなる事業所の数も少なく、また、県で行っているような手法で市内の民間事業所の給与を把握するのはちょっと困難でございますけれども、ただ、ハローワークのほうのデータを見ますと、まあ男鹿市だけではありませんけれども、秋田管内のハローワークの令和4年度、昨年度と今年の新卒の事務的職業の比較を見ますと、高卒、大卒とも初任給が大きく上昇しているというふうなデータもございます。昨今の物価高騰、それを上回る賃上げが求められているという社会一般の情勢の中で、民間の給与水準との格差を考慮したということで、今回の勧告は尊重すべきものだというふうに認識しております。

市内の経済状況や災害などにより打撃を受けました市内の産業の現状につきましては、十分理解してございますけれども、職員の給与の引上げが市内事業所の民間の賃金の引上げにも波及するというところで経済の好循環につながるのではないかという、そういった一面もあるというふうに考えております。

それから、最後に若手職員の給与レベルの引上げの具体的内容についてでございます。

今回の給料表の改定でございますが、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて、そこから改定率を逡減させると、段階的に上げ幅を下げるという形で引上げを行っているものでございます。

若手の職員が多く適用される級や号級が特に大きく改定されております。例えば、高卒程度の初任給で見ますと、1万5,843円の増となっており、改定率は10.44パーセントの引上げです。大卒程度の初任給では、1万3,780円の増、改定率は7.51パーセントとなっておりまして、それぞれ級や号級が進むにつれて改定

率がだんだん低くなっていると、そういった形で給料表のほうを設定しております。

本市が抱えております諸課題を迅速、的確に捉えまして、より質の高い行政サービスを提供するためには、こうした様々な課題に柔軟に対応できる多様な人材の確保が重要でございます。優秀な人材から働く場として選んでいただけるように、魅力ある職場環境の整備に取り組む必要も課題として持っております。県内他市でも県の人勧に準じまして給与の改定を行っているという状況の中で、他市と比べて著しく給与額が低いということになってしまいますと、有能な人材の確保には極めて不利であると、そういったことが予想されるものですので、若年層に重点を置いた今回の改正というのは必要ではないかというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 部長ありがとうございました。

一般職っていうのは、私思うには、現下のやっぱり物価高等々、要するに生活費っていうのは従来どおりの比較の中では相当やっぱりアップしている。で、それに見合った給料をやっぱり公務員、職員に対しては支給しなければいけないと、そういう背景が強いんでねえがな、そのことに尽きるんでねえがなって気がします。併せて三役については、常勤ですので、まあ市長、副市長、教育長も土日いろんな事業とかイベント等、市民の集まる集会等に可能な限りそれに参加されている。災害起きれば、もう夜も関係なくして出なければいけない。そういう任務を担っているっていうような、そういう観点からすれば、それから併せて一定の責任給も存在しますので、特別職の三役については、これはある意味ではアップ、私はやむなしという判断です。ただし、我々議会議員というのは非常勤ですので、生活給的な意味合いというのは本当何ぼなるのか、なかなか正確に、個々によって違ってきますので、定かでない。他方の議会議員としての責任給イコール報酬っていうような事の捉え方が正解なんでねえがなっていうような気がします。私は今回は、個人的には我々議会議員の人勧絡みでのやっぱり報酬改定には無理があるのではないかなっていうようなことで、それなりの機会に意見具申した経緯がございます。

ということで、担当部長、あえて私は一般職とか三役の特別職の人勧の報酬アップ、反対的な異議的な考え方が強いっていうことではないので、その辺は誤解のない

ようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後の若手職員の給与レベルですけれども、部長もお答えなつたように、ずっとというか、ここ最近結構、民間のやっぱり若い人たちの初任給とか給料レベルがどんどん上がつてきてる。それに比較すれば公務員、職員の方々の若手の給料レベルっていうのは結構やっぱり低すぎた経緯があるんでねえがなつていうことがあろうかと思ひます。で、御案内のように早い時期、10年前後くらいは結構やっぱり他の民間の就職口があまりなかつたものですから、結構、四大出の人たちが、若い人たちが男鹿市にも公務員試験に応募したり何なり、結構な頭数入つてきた経緯がある、県庁もしかりと。ところが最近、民間が結構、今言つたように給料もよくなつたし等々のことで、あまり、まあ頭数的には男鹿市あたりも応募者数が少なくなつてる現状もあるのかなど。やっぱり将来見据えたら、やっぱり若い人たちの給料というのは、今、高卒で何ぼだつてか、17万8,000円だつてか、16万8,000円だつてか、16万8,000円ぐらいだな、確か。大卒で18万8,000円とかつて、そんなに高くない。どつかのベジリンクの会社の給料と何も変わらねえような、そういうレベルですので、これはやっぱり市長以下、きちつとやっぱり見直して、一気には無理だろうかと思ひますが、それなりのやっぱり意識的に上げていかなければ、優秀な人材が今言つたように集まらないんでねえがなつて気がしますので、何とかこの辺は御努力してもらつたような方向でいかがでしょうか。

これはあれだな、部長まさかするつて答えれないから、副市長でもお答えいただきたいと思ひます。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 状況も、それから今後の方向も議員のおっしゃるとおりだと思います。最近の新規学卒の、うちのほうの市への職員の採用試験の申込み状況を見ますと、申込み自体は、特に一次あたりは、うちのほうで採用のやり方も相当工夫しましたので、まあそういった点で申込みは非常に多くございます。ただ、二次、三次、最終面接とつて、まあ最後になりますと、ほかのほうに行つてしまつて、昨年は結果的に4名、5名の採用を希望、大卒希望したんですけども、1人も採用できなかったというふうな事態になつてございまして、やっぱりそういった面でも、確かに公務に



従事するという高い志を持って申込みされてきてはいると思いますけれども、やはり周辺の周りのやっぱり民間の企業の方々の給与もアップしてますので、しっかりと市の職員であってもですね、採用時点からですね、それなりのやっぱり処遇をしっかりとしていかないと、なかなかこれは、この後、ましてや人手不足のこういう状況でございますので、有為な人材を、将来の男鹿の市役所を背負って立てるような人材を確保するには非常に厳しい状況にあるんだなと思ってございまして、そういった点ではできる限りの対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。

○13番（三浦利通議員） ありがとうございます。終わります。

○議長（小松穂積） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

次に、1番吉田清孝議員の発言を許します。1番吉田議員

○1番（吉田清孝議員） ただいまは三浦議員から、所管でありながら事の重要性ということで質問されて、大分市のほうの考え方も分かりました。私もね、ちょっとその中で、市議会議員16人、いろんな方が、いろんな考え方があると思うんですけども、例えばこの21ページに、今回のいわゆる改正に伴って4項ですか、4号、男鹿市特別職の職員に関する条例とか男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例、この2件について、この5のね、この部分については改正しておると。しかしながら、もう一つやったら、91号で特別職の職員の給与に関する条例の一部改正ということで、市当局のみの提案であります。

私、まあこの経緯と考え方といいますかね、まあ非常に、議会の意向なのか、発言力のある先ほどの三浦議員の話のような中での、そういう意見が多くてこうなったんだなという感じなのか、まあ市長としてね、例えば、この議会と両輪とかというような、この種のものについては、同じ方向を見なきゃいけないんじゃないのかなという感じがするわけです。だから、市議会議員、まあ市民からの代表の議員の方々の意見を聞きながらこうね、どちらかにすると。今回の判断がね、市長、特別職のみの部分と、それに対してどのような自分方の考えといいますかね、そういうものを議会の理解、そして先ほど申し上げた、この部分では改正してるにもかかわらず、この部分だけでこうだという部分で理解を得ながら十分協議しながら、まあお互いに理解し合いながらね、提案しない、する、こういう方向性があるべきでないのかなとい

う感じをするわけでありまして、まあそのあたりね、どのように判断して、まあ自分方の今先ほどお話した中で、まあ上げるのは理解が得られると。私、またこの部分についてももしかしたら反対するのかなといったね、そういう感じを受けておったわけですが、まずそのあたりの、この対議会とのいろんな部分でどういう努力をされたのかですね、提案に当たって、そのあたりのお考えをもう少しお話していただければありがたいというふうに思います。

それから、97号の給水条例の一部改正であります。

まあ全員協議会等でもいろいろお話申し上げましたけれども、この市民説明会にも私ちょっと船川地区に行って、その資料等々も見ながらですね、感じた、感じたこととといいますか、まあ市民の方々は10名そこら、本当に関心がないのか、まあそのあたりあまり目立った議論はなかったわけでありまして、私、まあ引っかかるといいますかね、財政状況を考慮すると、平均で30パーセント以上の引上げが望ましいが、昨今の社会情勢を踏まえ可能な限り抑えたと。私は、いやあこう言っちゃあれだけでも、可能な限り抑えたのかなといった部分でね、中身を見ますと、一般市民の方々の需要家のこの部分について、本当に従量料金、一般用の部分でもう30パーセントアップ。その経済情勢を考えたときの営業用とか4.55、5.26、営業用に配慮したとかそういう部分は分かりますけれども、そういう部分は分かるけれども、一般用については限りなく30パーセント、あなた方の理想に近い30パーセントのギリギリのところまで上げているという内容だと思うんです。そのあたりが昨今の物価高騰等の中で公共料金のアップっていうのは非常に大変な市民へのしわ寄せがあるわけでありまして、何とか、例えば市長の政治判断でもう5パーセントぐらい、細かい話ですけどね、圧縮できなかつたのかなと。いやいやこれが限界だといった部分で、そのあたりの説得力があまり感じられない、数字を見ても。じゃあ、この今回の、そして平均的には21.3パーセントだと。けれども、一般用については限りなく30パーセントまで来たといった部分で、もう少し抑えて何とか努力してやっていただけなかつたのかなという感じをするわけでありまして、そのあたりの考え方がちょっと私はすっきりしてない部分、全員協議会等々でもね、今まで非常に努力してきて、人件費についても見る前に、まずはっきり言って市長になられてから企業管理者を廃止、そして部のこうだと、統廃合、人員の削減、努力してきた

中で、まあ多分みんな、みんなというかね、議員の人もやむを得ない、我がほうの会派では企業局出身の職員、まあ職員であった方々の意見、もう上げなきゃいけないっていうのは分かるというふうな非常に理解を持っておるわけですけども、今の市民の中で、もう少し努力をしなければいけない部分があるのではないかなど。

そして、一番引っかかるのは、多分所管の委員会でも議論になると思うんですけども、この値上げの真っ最中に、10月1日に課長職を今までとは逆行したね、採用したと。だから1年課長職を採用すれば1,000万かかりますよ。1,000万。何であれですかと言ったら、有収水量の増だとか広域どうのこうのって。今までの苦労が水の泡。そして、値上げのこの12月に、真っ最中にこういうことができるのかなというのは、私ね、そこのあたりがね、私からすると、まあ市民感情を逆なでしているような気がしてならないわけでありまして。そういうことの部分について、どういふふうな説明といたしますか、市民に対する、理解をするという。

そして、今回の改定によって、5年、5年計画のスパンで考えてるようですけども、内々の話をちょっとお伺いしますと、5年後にまた上げざるを得ないというような話は返ってこないです。要するに、今まで17年、18年も全然やってなかったのでも、もしかするとまた10年ぐらいはもつという言葉あれですけども、この経営計画でいけるんでないのかなといったときに、私の考え方であれば、例えば、この5年後には必ず上げざるを得ないというところまで絞って出してる計画なんだという計画で、そうするとね、例えば理想的に三十何パーセントといったときに、今回は20パーセント、5年後には15パーセントだとかよ、分からないけども、だんだん段階的に上げてもいいのではないのかなといった部分で、この30パーセントというのは非常に大きな影響をね、市長は、いやいや、ギリギリやってきたから何とか市民の皆さんから理解を得たいというお答えが市長ね、できるのかなと。先ほどの中途採用の件が一番引っかかります。ここまであなたが就任してから本当に努力してね、ここまで来て今回こういう形だけども、最後、最後といたしますか、今回の提案は非常に甘いという言葉あれですけども、もう少し今の物価高騰の部分で、絞るという言葉あれですけども、そういう判断ができなかったのかなといった部分でね、お答えをしていただければ大変ありがたいというふうに思います。

それから、指定管理者制度、指定管理の部分で、このたび98号から102号まで

の指定管理の部分での議案が提案されております。例えば、なまはげ館の指定管理者の指定についてが5年です。そして、男鹿駅周辺広場の指定管理者の指定が3年。さらには、観光協会の部分でいわゆるインフォメーションセンターわかみでも3年と。

私、まあ昨日もいろいろありました、いわゆる温浴ランドと若美のWAOの部分での指定管理者としての地域振興公社の中で、まあ5年というものが、市長はこの指定管理者の部分で、まあ公募したけれども、事務的に公募の内容と、どういう提案がされて、そして公募の結果、どういうふうにしてこのたび5年という期間になったのか。さらには、男鹿駅周辺広場、男鹿駅周辺広場賑いづくり共同事業体、これは秋田市ですよね。これについて、例えば男鹿の商工会だとか、そういう男鹿の業者なりが参加できているのか。昨日の観光振興でもいろんなことある中で、市長の情熱と非常にこう、まあ議員に対しても何とかいろいろアイデア、いろんな具体的な提案、市長は一生懸命なあって、非常に市全体で、市全体、各部分で、活力がないっていうか、非常に私、ネガティブな考え方を持っていて、市長は前向きでやって私は尊敬しますけれども、言葉悪いけれども、市長幾ら笛吹いても踊らないっていうか、まずね、それは多分あなたもジレンマといいますかね、そういう中で昨日の答弁を聞きながらそういう感じをしたわけでありましてけれども、何とか地元企業を元気にしようといった部分で、こういう部分でよ、男鹿駅周辺広場なんかね、こういうのに男鹿市からせば企業でも団体でも参加しながら、地元の男鹿の駅周辺をよ、みんなで活力、にぎわいのある広場にしようという業者なり団体がいないのかなといった部分を感じるわけでありましてけれども、まあ公募状態と参加の自主性を踏まえながら、どういうふうに分析しておられるのか。まあこの、例えばなまはげ館でも非常に一生懸命頑張っているいろんな部分であれだけでも、まだまだ市長は満足してないと私は思いますよ。市長、まあそんなこと言うと。だからね、私具体的にね、もしあえてこの席であれでしたら、例えば株式会社ですよね、例えば市民の皆さんから株主に、参加をしてもらって、いろんな盛り上げ方をやっていただければ、もっと盛り上がるんでないかなといった部分で、みんなでよい方向で進むのではないのかなという感じをする中で、まあそのあたりの指定管理者の指定に当たってね、どういうふうに今後を考えておられるのか。

オガレーが非常にこうだと。オガレーでもまだ株、株式会社、株ね。で、もともと私は株主を募集しながら、みんなで男鹿を盛り上げるという方法をね、市長の昨日の

答弁を聞きながら思いついた中でね、そういう方法も私は、この非常に厳しい男鹿の現状が少しでもね、何となく市長一生懸命頑張っても、行政が頑張っても、私は、さっき三浦議員言われた中での男鹿市全体のね、まあ非常に寂しいというかね、人材不足というかね、そういう部分の中で、育てる、頑張らせるという、もう少しそこに市長気を注いでね、やっていただければなということの思い、この指定管理者の指定についての中で感じるわけでありましてけれども、そのあたりをひとつ御答弁いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

私から、今回の給与改正等の条例で、議員の条例改正を提案しなかった部分についてお答えします。

先ほども三浦議員にも若干お答えしましたけれども、特別職の期末手当につきましては、これまでも県の特別職の改定を基本としまして、県内他市の改正状況も参考にしながら判断してございます。

で、今回も県の特別職と同じ0.1月分の引上げということで、これは他市も同様なんですけれども、当局といたしましては、当初、議員分についても、県内他市においてはおおむね0.1月分の引上げということで、特別職、議員ともに0.1月分の引上げの改定というふうに考えておりました。ただ、これまでも議会側のほうと十分協議した上で提案することとしておりまして、今年は、議会のほうから協議された結果、支給率の引上げを行わないという方針が示されましたので、当局としては議会の意思を尊重しまして、議員分の提案を見送ったという状況でございます。

それから、御質問の中で、恐らく給与、議案第90号の附則の部分、4項と5項で、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例が出てきているのではないかという、まあそういった御指摘だと思いますけれども、こちら、男鹿市特別職の職員の給与に関する条例第4条第1項と、男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第5条第3項、こちらについては、それぞれの条例で一般職の職員の条例の数字を引用して読替えするという、そういった規定となっております。ですの

で、こちら大本の条例が改正になりましたら、そこで不整合になってしまいますので、それを防ぐということで、仮に特別職、市議会議員、否決になったり、あるいは提案したり、しなかったりと、いかようにも対応できるようにということで、こちらのほうを附則に記載させていただいてございますので、この点御理解いただきたいと存じます。

○議長（小松穂積） 田村企業局長

【企業局長 田村力 登壇】

○企業局長（田村力） 私からは、料金改定の条例に係る部分での御答弁をさせていただきます。

まず初めに、一般の方、一般家庭の部分でほぼ30パーセントの値上げということで、これが理想なのかというか、そういった部分ですけれども、我々、総括原価方式ということで5年間のかかる費用を算定した中で、最終的に30パーセント以上の値上げが必要という、そういった第一段階の結果が出ております。その中で、男鹿市の中でどういった料金体系にするかということでこれまで検討してきたわけですけれども、その中で男鹿市の料金体系の特徴としまして、一般家庭の部分が安価、逆に営業なり、工場、そっちのほうが高く設定されているということで、それで現在の市の料金収入の割合を見ますと、一般の部分が全体の収入の約6割くらいを占めております。ですので、仮に料金値上げする場合はどうしても占める割合の多い一般の方のほうを上げていかないと、なかなか私たちが求めるその収入までには達しないというのが現状でございます。仮に、その平均、30パーセント上げたいといったとき、そうなると当然その一般の方のほうをさらに、恐らく35パーセントとかそのくらい上げないと、全体の平均の中では30パーセントまでは満たないだろうという、まあそこまでやるとなかなか一般家庭の負担というものが大きくなるということで、その中でまず一般家庭の部分を、まあ最低といいますか、30パーセントまでに何とか抑えようという中での料金設定でございます。

それで、その一般と一番高い工場あたりですと、単価、約、まあ従量単価ですけれども、75円ほど下がります。それで、最近の傾向としましては、料金、公平の負担ということであれば、口径別に切り替えて同じ単価で、要は使う目的が違うのに使う水は同じだけど単価が違うというのは、ちょっと今の情勢には合わないということ

で、まずなるだけその料金を近づけたいといいますか、その差を縮めたいという、まあそういった思いの中で計算してございます。

最終的に一般の方30パーセントくらいになりましたけれども、その中で計算して、5年間、これで何とか経営は成り立つであろうというギリギリの線でございます。で、仮にこれもうちょっと一般の方を下げるとなると、恐らくその5年の間に再度上げないといけない、まあそういった状況にもなろうかと思えます。ですので、この今回の30パーセントというのは、企業局、まあ市としましても、ここまでギリギリ、まあそういった部分と考えてございます。で、実際安い割合で計算するとやっぱり厳しいという結果が出ておりますので、そういった部分で一般の方の負担、30パーセントになりますけれども、そこを何とか理解をいただいておりますので、そういったことでございます。

それで、2点目、10月1日の新たな人材の登用といいますか、その部分でございます。

それで企業局の今後の課題といいますか、一番、これから本当に取り組まないといけない部分というのが、管路の更新計画をつくっていかないといけない。それで、これまで料金改定の中でいろいろ説明してきましたけれども、管の老朽化の進み具合と更新の進度、ちょっと乖離があるので、なかなか一気に管を更新できないということと、あと管の寿命という考え方、まあ一応法定では40年になってましたけれども、管のほう、いろんな環境によって寿命が異なります。ですので、今必要な管を優先的に直していかないといけない。そういったとき、これまでの計画の策定に当たっては、やはり職員の技術的、技術職員の経験則、あるいは、暗黙値といいますか、そういった部分の中で更新の順番を決めていく、そういったのがこれまでの大方そういった状況だったかと思えますけれども、今後、やはりそこをちゃんとデータできちんと、その劣化具合を判定しながら更新計画を立てないといけない。そういった部分をこれから企業局としても取り組んでいかないといけない。それは非常に今後の持続化のためには必要な部分でございまして、他の自治体でもそういった取組が始まってございます。

そういった中で、今回10月1日採用ということでしたけれども、そういった取組を既にやっている事業体からの転職といえれば変ですけれども、こちらのほうに応募い

ただいたということで、今、市に対する課題に向けて力になるであろう人材が来たということだと思います。これによって、今後の計画策定に当たっても、そういった部分で大いに力を発揮してくれるであろうし、そういった部分、非常に期待しているところでございます。

それで、この人件費の部分ですけれども、一時の負担、負担といいますか、増にはなりませんけれども、こういった更新計画をきちんと立てられれば、漏水状況を未然に防ぐといいますか、そういった部分が今後、見えない形ですけれども、そういった部分での費用の削減といいますか、そういった部分につながりますので、そういった部分で考えていきますと、一時の人件費の負担ですけれども、長期的には十分回収できるという言い方は変ですけれども、決してお金のかけたことが単なる人件費の増という意味ではないかと思えます。いずれ経費を削るだけが経営ではないと思えますし、必要なときは必要な人材を投入して未来に向けた投資ということで、そういった考えの下、今回採用に至った、そういった部分でございます。

それで、3点目、5年後、まあ実際上げざるを得ないのかというお話でしたけれども、料金の算定という部分では、国のほうからも今回総括原価方式ということで、国なり日本水道協会なり示している算定方法に基づいてございます。こちらのほうはあくまでも今後5年間運営していくための必要な経費を計算して、それに見合った料金、それが適正な料金ということで設定していくわけでございますので、5年後幾ら上げるか、上げないといけないのか、上げなくてもいいのか、そういった部分はやはりその5年後、その時点での判断になろうかと思えます。それで国のほうでも、水道法の規則の中になりますけれども、将来の更新需要を考慮した上で、おおむね3年から5年ごとに適切な時期に検証及び必要に応じた見直しを行うことということで、規則のほうにも規定されてございます。そういった部分で、5年後ということになると、またその時点でといいますか、その前後になりますけれども、そういった部分でしっかり検証して、料金改定の必要性などもきちんと検討なりしていく、そういったことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】



○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） 私からは、指定管理の件でお答えさせていただきます。

まず、指定管理の期間の考え方についてでございます。

指定管理の期間につきましては、法令上、特段の定めというのはございません。しかしながら、指定期間が短すぎる場合、事業者の経営能力が十分に発揮されない懸念が生ずると。一方、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、指定管理者の管理に対する検証と競争環境の導入の観点から不相当だというふうに言われてございます。そのため、指定管理の期間を選定するに当たりまして、例えば男鹿駅周辺広場、こちらのほうにつきましては、まず1期目ということで、施設の最初の立ち上がりの時期だということで、最初に3年間。5年だとちょっと長すぎるだろうと。まず様子を見ながらということで3年間というふうな設定を一番最初にさせていただきました。で、その後、3年間やっていて、課題等も何もなく順調でいくのであれば5年というふうな、そういう考え方でいたんですけども、やはり例えば通年のにぎわいづくりがうまくいってないですとか、あるいは、プレーヤーの参画による市内事業者の横展開、そういったものもやっぱりうまくいってないよねというふうなこと等もございまして、こちらのほうでやっぱり管理する上でも5年だとちょっと難しいかなということで3年にさせてもらっております。

そういうふうな形で、各それぞれの施設におきましては、それぞれの施設の状況等、そういったものを見ながら期間というのを設定させていただいているというふうな状況でございます。

続きまして、男鹿駅周辺広場の話で、例えば市内の事業者がいなかったのかというふうな、そういうお話がございました。先ほどもちょっとお話しましたけれども、市内の事業者の横展開とかそういったことを目指したのがやっぱりうまくいってなかったということもございまして、ほかに指定管理でやってくれる人がいないのかなということで、一応募集要項を作っている際に声かけ等も一応したというふうな経緯もございまして、しかしながら、まあ実際やりたいというふうな声もあった方もいらっしゃると思います。で、いろいろお話等をしていたんですけども、やっぱり今の自分たちの実力だとまだまだ不十分だというふうな、そういう回答もいただいております。しかしながら、そういった方たちも今の広場でやっているイベント等、そういったところ

に参画しながら、着実に今力をつけているというふうな状況だと思っております。今の指定管理者だけでなく、幅広く市内の事業者の方たちが力をつけて、そういうふうな指定管理も受けれるような体制まで持っていくというふうなことについて、今後とも尽力してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（小松穂積） 部長、共同事業体の中身の人もしゃべってもらえば、男鹿市の人が出てくるんでないの。

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） ああ、はい。男鹿駅周辺広場の共同事業体の中身なんですけども、シービジョンズさん、それから稲とアガベさん、ごめんなさい、ちょっとすみません。

○議長（小松穂積） ちょっと補足。まるごと課長。質問者ほら、男鹿市の主体なやついねがっていう話してるんだから、ただこれだと秋田市っていう話になるから、共同事業体なってるから、どういう中身をで理解できると思うのよ。

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） すみません、間違えました。

株式会社男鹿まち企画、それとノリット・ジャポン株式会社、それと株式会社おがですね、それと株式会社シービジョンズというふうな形になってございます。

一応男鹿の事業者ということで、今回そういった人も入っているというふうな形にさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 議員の質問は非常に心に深く響くものがありまして、非常に考えられています。

まず、分かりやすい、私がかつてのことから言いますと、駅前広場のことについてはね、スタッフと非常に協議したんです。議員と同じことを考えてます。どうして男鹿の人たちがもっと参画できないのかと。今部長も話したとおり、そういう土壌が徐々にできてきてます。まだちょっとできないと、そういう状況です。けども、岡住君も参加してる。それからオガーレも、株式会社おがも参加してる。この後、私は商工会の若者とか地域の若者たちが参加してくれることを期待してます。

状況が刻々と変わってきてます。男鹿の町の中の様子。だからそのことも期待しながら、いろんなことが変わっていくだろうと。テノハが出てきたことも大きな変革だし、この後またいろんな企業が来てくれると、そういう状況がありますので、それでまず長くても3年だろうと、そういうことを考えてますので、どうかこの後も議員の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

大事なことは、私はやっぱりフィロソフィだと思ってるんですよ。企業理念です。やっぱり私がいつも言うように、岡住君が利他の精神で、まあ雇用をつくることが起業家の精神だと、そういうことを言って今頑張ってくれています。MUJIの金井会長は、どちらかだと。私たちは企業として男鹿の問題点を一緒に取り組んでいくんだと、そういうことを言ってくれています。男鹿の起業者がね、もっとそういうことを一緒にやっていこうと、そういう機運をつくっていくことが大事だと思っております。

昨年からそういう意味で、地域懇談会の中で企業版の地域懇談会、来週やります。だから、建設業、商工会、観光協会、福祉関係、みんなが集まってそれをやっていくことにしています。ということは、企業の目的は、いつも言うように困ってる人がいたらそれを助けるためにやるんだと。みんなで力を合わせて、横連携、横展開しながら、いい地域をつくっていこうと、そういうことが大事だと思っております。議員から一生懸命いろんな道路の穴の話とか、除雪、草刈りの悪いことも話もしましたけども、私はやっぱりこういう一連の中にそういうのが入ってると思っております。そういう産業・文化をもって、私たちはやっぱり地域と一緒に関わってやっていくんだと、そういう風土をつくっていくことが大事だと思っております。なまはげのフィロソフィにはそういうことを盛り込んでますから、企業理念ですよ、企業の規範、企業というのは何のためにあるのかと、そのことをもっと頑張ってやっていければ、これらの今議員に指摘された駅周辺広場に関する事とか、それから、それがまた全体的なことに関わっていくんだと思っております。

それから、御指摘いただいた企業局のことですけども、私が市長になってから一番難しいなと思って取り組んだことは、やっぱり病院の改革です。病院にお金がかかり過ぎると。けども、何とか最小限に抑える方向で進んできてると。まだまだ道半ばですけども、そういうことはあると。企業局については、下水道については困ったなと。下水道、この先どうなるんだろうということをいまだに心配してますけども、下

水道のことも大事ですけども、この前災害があつて、私もかなり企業局の水道担当の職員とかそういうことで接する機会がありました。前にもお話しましたけども、企業局は、まあ企業局一家って言ったら悪いですけども、ガスと水道の専門家がいるわけですね。ずっとそういうふうに来てきてます。けども、水道の生え抜きの職員が今いないです。ずっとやってきた職員が2年前ですか、最後に退職していなくなってます。そのことでやっぱりてこ入れしなきゃうまくないなと。そしてまた全体的な問題、有収率の問題だけじゃなくて、やっぱり全体計画を見直したり、それからまた老朽管のことの優先順位を決めながら改修していく。少ない予算の中で、いかに効果を出していくかということの問題もありますので、そういう意味を込めて、何とかやっぱりその優秀な職員が必要だと。コンサルを頼んでそういうことをやっていく必要もありますけども、それよりは、やっぱり日常的にそういう優秀な人と触れ合いながら常に変えていくと、そういうスタンスが大事だと思って、それで職員を採用しました。

あともう一つ、水道料金の値上げのことですけども、これちょっと批判を受けるかもしれないですけども、これを機会にね、もう一度、いかに水が大事だかと。水についてはやっぱり貴重な一番大事なインフラの一つなんだということを市民にもう一度理解してもらおうと。それで、私たちがいかに、やっぱり男鹿ほど水源地があるところないわけですから、滝の頭、それから一ノ目瀧だすな、それから根木、これだけ水源地がいっぱいあるところはない。しかも、きれいないい水を飲んでます。

ちょっと言い方悪いですけども、やっぱり議員の指摘された十七、八年間の改定をしなかったことがちょっと反省だと私は逆に思ってます。何とかその辺で、まあ人との比較はよくないですけども、全県的に見て、そのおいしい水、いい水、川から、水を汲んだってこれは批判なるからうまくないすな。そういう男鹿の水は本当にいい水ですから、そのことも含めながら、非常に安い安価な水を飲んでると、そういうことと、やっぱり工業用水がないと、そのことがやっぱり非常に男鹿のハンディーになってますね、秋田とか比較すると。非常に価格差があり過ぎるんですよ。だからそのことも含めて、一般の市民に負担を負わせるっていうことではなくて、何とかその工業用に使ってる水が非常に高い水を使っていると、そのことの御理解もお願いします。

答弁が不十分だったらまた答えますから、どうかこれからまた議論をしていきたい

と思っておりますので、ひとつよろしく御指導ください。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。1番吉田議員

○1番（吉田清孝議員） 御答弁ありがとうございます。

なまはげ館の公募のいわゆるその中身ね、そして、それもまたどのどういう人、対象にして公募したのか。その公募について、地域振興公社だけだったのか、そういう動きっていうのはなかったのか。そして、どういう提案っていうか、どういうまずね、今までの中でよ、その部分を、私、まあ温浴ランド、それからWAOで残念ながらよ、廃止っていった部分での非常に地域振興公社もこれから人材抱えるのかどうなのか、それになおかつDMOもそちらに行くっていった部分でよ、まあまあ大きな流れの中で、私はやっぱり、まあこれとはちょっとあれだけでも、市長の言われる地域だとかいろんな業者参加っていったら、組織も第三セクター、市が第一の株主でなくて、もう民営化に行ったほうが、より非常に役割期待してる部分でよ、そういう中でののが地域振興公社にとってもなまはげ館のいわゆる指定管理者としての経営だとかよ、そういうものは非常に重要な位置を占める中で、大きな役割、それをなまはげ館の指定管理だけでなくよ、大きな目的があるはずだと思うんですよ、いろんな面での原点が。これだけじゃないでしょう。あと今度、WAOもなくなった。温浴ランドもなくなった。そうするとここをよ、どういう形で男鹿のその輪を広げて、昨日の話でも観光がこう、市長が末端までっていうかよ、私はさっき言った、市長が幾ら頑張っても動く人、動くっていうか、そういう部分の育成だとかそうだという、まして第三セクターのよ、もう株式会社、筆頭株主でよ、だから株主総会でも何でもどれだけやってるのっていうか、まあそれはこの指定管理者と別だともよ。私は、このドル箱の、ドル箱って言葉あれだけでも、なまはげ館の経営というのを公募した内容、それに対して応募者、そういうものの状況と、そして今後どういうふうに期待してればいいのかとといったことを聞いたはずですよ。

市長、特別職報酬等審議会があるわけですよ、まずね。私方市会議員の報酬がどうだとか、手当が何ぼ欲しいとか、何ぼだとかっていうのはよく分がらねす。秋田県全体でよ、秋田県13市の中で、皆右ならえだ、まず極端に言えば。それを、先ほど議員の方から、やっぱり地域事情に合ったこうこうだといった部分で、何があれだかというのは、やっぱり特別職報酬等審議会にいろいろ市民の方々の代表である人から

審査してもらおうと。そういう中で今回はこうだとかや。まず昨今のあれだと、井川町なんかも報酬等審議会に答申した額でだとか、もうこれしかないんですよ、まずね、在り方として。だから、多分議員の方々にボーナスよ、余計だ、足りねえ、中には市民だばボランティアで市会議員やればいいねすかという人もいますよ。だからそういう提案に当たってっていうか、まあ今回は提案を放棄したどもよ、提案に当たっては、放棄でねえか、まだ可能性あるんだか。やっぱり報酬等審議会にでもかけてよ、答申したいという中で、市議会議員の方々の理解を得たその数字というのをね、出す方法もあるのではないかなといった部分でね、やっぱり個々非常に市内経済ね、ボーナスどころでねえ、差額なことでもねえ、皆さんあれですよ、人事院勧告、まあこう言っちゃあれだけでも、職員の方々ね、国が100とするいわゆるラスパイレス指数、今何ぼだかっていうと、多分、もしかしたら限りなく100に近いのか96なのか5なのかね。昔の話すればあれだけでもね、90ちょいちょいだったっすよね。まあそういう中で何があれだかってば、やっぱり人事院勧告の中で首都圏の代償としてよ、そして人材確保で一生懸命仕事してっていったのが人事委員会を尊重して提案していると私は理解しておりますけども、まあ非常にこのたびの片手落ち、片手落ちじゃなくてね、方向性が、方向性が同じでないというのが非常にショックでね、その部分でね、どうかね、方向性が同じになるようによ、理解し合うのが当局と議会ではないでしょうかね。そのあたり、何か副市長、何か言いたいような感じなんでね、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（小松穂積）　まず、佐藤観光文化スポーツ部長。

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博）　まず私からは、なまはげ館の指定管理の募集、それについてお答えします。

まず、なまはげ館ですけども、募集期間は10月2日から10月31日まで募集してございます。で、募集の周知方法につきましては、ホームページですとか広報、そういうものやっております。で、募集の資格ですけども、市内に主たる事務所を有するものというふうなことにして募集をかけてございます。で、実際に来たのは1社だけというふうな状況でございます。で、指定管理者に行わせる業務の内容なんですけども、施設及び設備の維持管理、それから施設の利用の促進と、そういったこと

をお願いしてございます。

で、なまはげ館なんですけども、指定管理料というものは無いというふうなことで募集をかけているといったところでございます。

で、事業者からの提案の話なんですけども、なまはげ館につきましては、これまでも教育旅行、そういった関係の、要は修学旅行ですとかそういったことでかなりやっぱりお客さんも増やしてきたというふうなこともございます。で、さらに面の展示ですとか保管、そういったものもちゃんとやれますよ、説明もしっかりできますよというふうな、そういう提案ですね。それと旅行商品造成、そういったことに対しても、温泉郷とも連携したものもできますよというふうな話ですとか、あるいは里暮らし体験塾、そういったものを活用したものもできますよというふうな形の提案がございました。で、さらには今後の展開ということで、地域のなまはげの保存伝承、そういったことにも取り組みたいというふうな話も来てございまして、それで総合的に判断しまして、こちらのほうに決めたといった経緯でございます。

以上です。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） まず、指定管理の考え方といいますか、特になまはげ館についてでございます。

今、担当の部長のほうから話ありましたように、今回もいろんな指定管理をお願いしてございますけれども、それぞれの指定管理者で何も問題ないというところは当然ございません。それぞれいろいろな問題抱えてございますので、当然これからも指定管理を議決いただいておりますに当たっても、いろんなことは我々としても対応しながら、いろんな面で努力してもらおうように求めていきたいと思っております。

その上で、なまはげ館については、今申し上げましたように指定管理料なしで料金収入だけでやっていると。実際の経営の中身を見ますと、特にコロナ禍前であれば、まあコロナ禍の中であってもですね、このなまはげ館の料金収入でもって当然公社を回してる、これをメインにして回してるわけでございますけども、残念ながらほかの温浴施設、議員から今話ありました二つの温浴施設なり何なりのほうで補填してるってというような、なまはげ館で稼いだ分をね、そちらのほうで補填していると。まあ果たし

て指定管理をお願いする我々として、そういう実態でいいのかどうかというのがありますけども、なかなか十分な指定管理料をお支払いしてないということも一面ではあるかもしれませんが、まず同じ中で、経営の中で、そちらなまはげ館で稼いだものをですね、ほかのほうの補填に回して会社を運営してるというふうなそういった実態がございます。

この後、まあ場合によっては、少なくとも温浴施設については、この後二つ、温浴施設としての運営は、もしかすれば今のままいきますと、このおが地域振興公社の管理から手が離れるということになるかもしれません。一方で、前に市長からも説明ありましたように、DMOが今度、観光協会のほうからこちらのほうに来ますので、まさにこれから稼ぐ観光に向けて、ここのおが地域振興公社がこれまで以上にやっぱり力量を発揮してもらって全体を、温泉郷も含めてですね、全体をコーディネートしていくと。一元的にそれを回していくというふうなところで、しっかりと役割を果たしてもらいたいと、そういうふうな方向で我々是一緒になって育成していきたいなというふうに思っております。

それから、期末手当の引上げについてでございます。

まず、男鹿市特別職報酬等審議会条例、これに基づいて、その審議会に諮ったらどうかというふうな話でございますけども、2条に所掌事務ありますけども、市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、要するに特別職です、給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ報酬額について審議会の意見を聴くものとするということでございますので、期末手当の基になってる報酬につきましても、御審議をお願いすることになってございますけども、その額の引上げ云々につきましても、これまでも対象にしてございませんので、まあこれは議員も重々お分かりのことだと思います。その上で、今回は我々とすれば同じようにして提出する準備は確かにそれは当然もってございました。ただ、議会のほうから、先ほど部長から答弁ありましたように、今回は諸般の事情、地元の足元の経済状況なり何なりを考えて、今回は支給率の引上げは行わないというふうなことを執行部側のほうにしっかりとお伝えしていただきましたので、そうであればですね、やっぱりこれまでもですね、いろいろと議会側と相談しながら、このものにつきましても上げる上げないと、どうするというふうな話をしてきましたので、そういった慣例に基づきまして、議会



の総意としてそういうふうなお話だとすればですね、我々としてもあえてそこをですね、まあ賛否を問うということも、それは上げておいて全員否決ってということもこれあるでしょうけども、そこまでをやる必要性も感じないと。当然議会としての意思ですから、それは尊重してしかるべきだろうというふうなことで見合わせたということでございますので、その点については御理解いただきたいと。

なお、もし議会の重い決定が別のところにあるとすれば、それは我々としてはいかようにも対応したいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 部長と副市長も答弁したのでやらなくてもいいんですけども、一応その議員の思いに応えたくて話します。

指定管理っていうのは、役所の人方はずっとあがればよいと思ってるけども、いや私はやっぱり稼がないと駄目だと思ってますよ。前に、なまはげライドを主催してる若者から話聞いたら、例えば横須賀でテントの指定管理をやっていると。テントで収益稼ぐやつですな。20年契約らしいんですよ。二十何年だすな。それでも複数の業者が張り合って入札すると。それでちゃんと収益を上げてると、そういう状況です。駅前広場でもどこでも、男鹿の場合はやっぱりそういう競争原理が働かないと、そのことが非常にやっぱり問題なんです。けども、先ほど副市長も言ったように、今、DMOをやることによって、あるゆる産業がやっぱり観光に関心を持ってもらってね、収益を上げていこうと、そういうスタンスっていうのは非常に大事なので、DMOをみんなで支援していくと、男鹿市の公社の中に入ってそういう活動をしていくということは非常に期待してます。

だから私があえて申し上げたいのは、民間企業並みに収益を上げろとは言わないけども、まず、とんとんであがったことに満足しないで、なまはげ館はもっとやれるんじゃないかなと、そういうことを思ってるということをお伝えしたい。そしてやっぱりなまはげ館の重要性は、男鹿の精神文化を伝えていくところなので、先ほどのなまはげの里フィロソフィ、教育長が今、中学生バージョンを作りました。今度、小学生バージョンを作っていくと言ってます。子どもの頃からやっぱり男鹿のよさをね、男鹿の精神を伝えていくことが、もし男鹿を出て行ってもまた男鹿に帰ってきたいと、

一生男鹿を忘れないと、そういうことにつながるんじゃないかなということを期待しています。

それと、男鹿の湯っこのことについて、これはちょっと独断の話ですけども、私はまだ諦めてないです。いろんなことの可能性を秘めてると思ってますから、議員の皆さんからも知恵を借りながらやっていきたいです。

夕陽温泉WAOに2社が手を挙げてくれたと。画期的なことだと思ってます。特に陸上養殖っていう言葉が出ました。さきがけ新聞に出ましたよね。あれは議場から拍手が起こるんじゃないかなというぐらいの私は画期的なことだと思ってますので、何とかみんなです、まだ可能性があるんだと、夢っていうのはかなうことが夢なんだと、そういうことでやっていきたいので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。1番吉田議員

○1番（吉田清孝議員） ありがとうございます。まあ先ほど申し上げました、市民が参加できる部分で、第三セクターの方式をやめられて株主、まあ今もちろん株主、株式会社ですよ。限られた中で、やっぱり市民からの株主を募集しながらっていうかね、いろんなことで経営に参画できる人方を募りながらね、少しでもいろんな意見の中でというか、それが、私は民営化を望みながら、まず質問を終わります。

○議長（小松穂積） 市長、ちょっと思いは分かるけれども、あんまり質疑とのやり取り以外いくと、ちょっと理想論だけやっても具合悪いので。

1番吉田清孝議員の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） そうすれば、私からも少しお聞きしたいと思います。

議案第97号の男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてお聞きします。

その前に先ほどの市長の発言の中で、企業局の生え抜きの職員がいなくなったということについて、まあこれは市の当局にも責任があると私は思っております。2年、3年で職員がすぐ異動というところもございまして、なかなか市の人事のところでもいろんなことがありまして、まあいてほしい人がいなくなるようなこともございました

ので、その辺はひとつ気持ちのところ頭の隅にでも入れておいていただければと思います。今後、そういうところも人事に生かしていただければと思います。

それと、先ほど工業用水のこと言っておりましたけども、工業用水で使う水は男鹿にあります。で、配管も茶臼までは来ておりますので、ぜひ使うようでしたらそちらのほうを活用してみてください。

それでは本題に移りますけども、条例、市民に周知するというところで、いろいろ市内で説明会等やられたと思いますけども、まずどのくらいの方が来て、その辺のところを理解していったのかということところを一つと、その人数をもって市民に対して周知ができたということ今回議案として上がっているとは思いますが、企業局としてのお考えのところを一つお聞きしたいのと、それと、市民からいろいろ意見があったと思いますけども、それによって今後のスケジュールに遅れがあるのかなのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（小松穂積） 田村企業局長

【企業局長 田村力 登壇】

○企業局長（田村力） お答え申し上げます。

住民への周知、住民の理解、そういった部分での御質問ということで、住民説明会のほうですけれども、11月16日から28日まで市内9か所で住民説明会を実施してございます。それで参加いただいた方は、9日間ですけれども85名ということでございました。まあ決して多いという人数ではなかったかとは思いますが、で、その前段として市報の11月1日号で男鹿市の企業局の経営状況、そういったものもお知らせしながら、そういった部分も含めて説明させていただきました。

それで、この中で様々意見は頂戴してございます。例えば、今回料金を上げて、この期間、本当に大丈夫なのか、あるいは、また値上げとかそういったのがないのか、そういったこともありました。また、例えばもうちょっと長いスパンで、もうちょっとむしろ、もっと上げたほうがいいんじゃないかなという、なるべく後々の世代に負担を先延ばししていくのはやっぱりうまくないなということで、ある程度、まあおおむね一定の理解はしていただいた、そういうふうな企業局のほうでは捉えてございます。

いずれ企業局としては、水をつくるのも当然ただではないと。蛇口をひねれば水が

簡単に出るって、そういったものではないということをしつかり市民の皆様にお伝えしながら、今後も安心・安全な水を供給できるようにということで、まず料金の値上げということでお願いしてまいりました。

今後ですけれども、今回の住民説明会は85名ということですから、まだその値上げまでの期間もございますし、そういったところでまたホームページ、チラシ等、そういったものを利用しながら市民の皆様の理解をいただくように、今後とも続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） ありがとうございます。私のほうにもいろんな意見来ておりますけども、安全で安心な水を飲むためには、やはりこれは避けて通れない道だよということは説明しております。もしそれができなくなってペットボトルを買うようなそういう時代になれば、皆さんはどう思いますかということまで言っておりますので、今後とも粛々とその辺の水の重要性を含めて、料金を上げることの重要性も周知していただければと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 14番小野肇議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第90号から第102号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。議案第103号から第111号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第103号から第111号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休 憩

---

午前11時58分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

---

### 日程第3 議案第113号及び第114号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議案第113号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第114号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました条例及び補正予算案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第113号は、地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の減額措置について規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第114号は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一環として交付される重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するための経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ1億590万1,000円を追加し、補正後の予算総額を190億1,357

万3,000円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） それでは、議案第113号について御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第113号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の減額措置について規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容であります。まず、第23条に第3項を加えるもので、出産する被保険者のいる世帯に係る国民健康保険税について、その所得割額と均等割額を産前産後4か月相当分、多胎妊娠の場合は6か月相当分を減額するものであります。

次のページをお願いいたします。

一番表の下段、下のほうの第24条の3の追加でございますが、出産被保険者に係る届出に関する規定を加えるものであります。

この条例の施行期日は令和6年1月1日で、改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

私からの説明は以上であります。御可決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第113号については、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第4 予算特別委員会付託

○議長（小松穂積） 日程第4、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第114号については、予算特別委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第114号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

#### 休会の件

○議長（小松穂積） お諮りいたします。12月8日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、12月8日から15日までは議事の都合により休会とし、12月18日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

---

午後 0時04分 散 会

## 議案付託一覧表

### 総務委員会

- 議案第 90号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 男鹿市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 113号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### 教育厚生委員会

- 議案第 94号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 産業建設委員会

- 議案第 96号 男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97号 男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 98号 インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定について
- 議案第 99号 なまはげ館の指定管理者の指定について
- 議案第 100号 男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 101号 男鹿駅周辺広場の指定管理者の指定について
- 議案第 102号 男鹿市体育施設等の指定管理者の指定について



## 予算特別委員会

- 議案第103号 令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第104号 令和5年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第105号 令和5年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第106号 令和5年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第107号 令和5年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第108号 令和5年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第109号 令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第110号 令和5年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第111号 令和5年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第114号 令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）について

